



HOKKAIDO UNIVERSITY

Title	18世紀後半におけるポーランドの地方議会改革の意義：指示書の権限と参政権資格の見直しをめぐって
Author(s)	白木, 太一; Shiraki, Taichi
Citation	スラヴ研究, 43, 71-92
Issue Date	1996
Doc URL	https://hdl.handle.net/2115/5244
Type	departmental bulletin paper
File Information	KJ00000113403.pdf



18 世紀後半におけるポーランドの 地方議会改革の意義

— 指示書の権限と参政権資格の見直しをめぐって —

白 木 太 一

はじめに

ポーランド史において、16 世紀前半から 18 世紀末までの時代は貴族共和制と呼ばれる。この時期には典型的な身分制国家の体系が維持されていた。だが 18 世紀後半、とりわけスタニスワフ・アウグストの治世（1764 年～1795 年）になると、プロイセンやロシアなどの近隣諸国の台頭に伴って、身分制国家から国民国家への脱皮が不可欠となった⁽¹⁾。しかしその際に、完全に均質的な支配構造をもった国民国家へと一気に移行することは不可能であった。なぜなら当時の社会にあっては、**社団**——様々な身分的諸特権や地縁、官職利権によって結び付いた諸集団——こそが当時の社会の基本的構成要素であり、必然的に国家形成は**社団再編**という間接的な形態をとらざるをえなかったからである⁽²⁾。

このような社団再編の過程はヨーロッパ各国で異なっていたが、身分制議会をいかにして国家体制に組み込むかという点は各国共通の課題であった。ところでヨーロッパの身分制議会は、一般に三部会＝行政国家型と二院制＝立法国家型に類型化することができる。この分類では、後者の類型（イギリス・ポーランド・ボヘミア・ハンガリーの身分制議会）において諸身分や地方の諸団体が国政の主導権をより強く掌握したといわれている⁽³⁾。

しかしこの後者の類型に属する国家における地方統治の主体は必ずしも一様ではなかった。たとえばイギリスでは、地方行政に極めて大きな影響力を及ぼしたのは地方名望家出身の治安判事であった。反面で国会の開催頻度の低下とも相俟って、地方集会所が国政に及ぼす影響力は減少していった⁽⁴⁾。ではポーランドの場合はどうか。

ポーランドの地方議会 *sejmik* は、州 *prowincja* や県 *województwo* ごとに結成された貴族（シュラフタ）の連盟や、国王直属の代官 *starosta* が主催する地方官の会議 *wiec* を起源として 14～15 世紀に発展した⁽⁵⁾。その後 1454 年のヴィエルコポルスカ州の諸県に対するニェシャヴァの特許状では、新規課税、軍事総動員令は各々の地方議会の承認が不可欠であることが規定された⁽⁶⁾。以後 1493 年に国会 *sejm* が制度的に確立されたのちも、国会への代議員 *poseł* 選出機関および各地方のシュラフタの自治機関としての地方議会の役割は保持された。さらに 16 世紀後半までには、大法院判事選出、地方官吏の候補者選出、国会での代議員の発言に対する審査権など多岐にわたる権限を有することになった⁽⁷⁾。

以上の点からみて、ポーランド史上で地方議会が果たした役割は他国以上に重要ではないかと考えられる。そこで本稿ではこの地方議会の問題を、とりわけ 18 世紀末の四年国会（1788 年～1792 年）の国政改革論争を中心に考察してみたい。

研究史的には、地方議会の功罪をめぐる本格的な論争は19世紀末に端を発する。パヴィンスキとバルゼルの論争である⁽⁸⁾。

パヴィンスキは、ヴィエルコポルスカ州のクヤーヴィ県の地方議会決議集を渉猟した上で、地方議会の根本的欠陥を以下の三点に要約した。第一点は地方独自の主張を抑制しえず、全国的・水平的な社団の形成が妨げられたことである。第二は、各地方議会が代議員に対して義務付けた決議拘束が、国政の統一性を妨げたという点であった。第三には参加者が原則としてシュラフタ身分に限られていた点、すなわち身分的閉鎖性の強さであった。加えて以上のような状況は貴族共和制期のほぼ全般（1573年～1791年）に共通する現象である点も強調されている⁽⁹⁾。このように彼は、地方議会の機構自体をネガティブなもの、近代国民国家形成に逆行するものと断じた。

一方バルゼルは、比較法制史の立場から地方議会をポジティブに見直そうとした。まず中央権力による集権的支配の欠如に関しては、身分制国家に共通する現象であり、ポーランド国制固有の欠陥ではないと考えた。さらに代議員に対する決議拘束についても、法的効力はなかったとして重視していない。また身分的閉鎖性の問題についても、西欧といえども都市民の演じた役割は決して大きいとはいえず、これはポーランド特有の現象とはいえずと断じている。結局ポーランドの地方議会が機能麻痺に陥ったのは、17世紀後半から18世紀前半のいわゆる「全般的危機の時代」に限られており、地方議会中心の地方統治システムの根本的欠陥ではなかった。それどころか、地方議会こそがシュラフタ全員参加の原則に基づく直接民主制の中核であり、その理念は現代の住民自治の観念にも連なるものだと指摘するのである⁽¹⁰⁾。

以上がパヴィンスキ＝バルゼル論争の主旨であるが、この論点はその後の地方議会研究を様々な点で規定してきた。それゆえ本稿でもまず第一に上記の論争点の再検討を試みたい。その前提として、16世紀後半から17世紀前半、ならびに17世紀後半から18世紀前半の時期において、地方議会が貴族共和制の体制の中でどのような役割を果たしたかを総括しておく必要がある。

第1章 18世紀前半までの地方議会統治の特徴について

(1) 16世紀後半から17世紀前半における地方議会の機能

16世紀は貴族共和制の全盛期であった。とりわけ中流有産シュラフタは、穀物生産の増大に起因する経済力の向上を基盤にして政治的発言力を強めた。彼らは王領地の回収運動を通じて、大貴族 *magnat* と対抗しつつ王権との協調を図ろうとした⁽¹¹⁾。

このような王権と中流シュラフタとの協調関係は、同時に中央と地方との政治的利害の一体化を進める原動力ともなった。それが最も端的に示されたのが代議員選出地方議会に対する国王開催権の法制化（1572年）である。以後代議員選出地方議会の開催に際しては国王の布告状 *uniwersał* が必要となった。通常布告状には、地方議会の開催日と会期ならびに次期国会での中心議題が明示されており、地方議会は布告状の指針に基づいた議事進行を原則としていた⁽¹²⁾。

このような中央と地方との一体化の姿勢は指示書 instrukcja の内容にもあらわれている。指示書とは、国会開催前に各地方議会が作成し代議員に携行を義務付ける箇条書の文書であるが、1572年以降成文化が義務付けられた。概して17世紀前半までの指示書の内容は、布告状への回答が中心であり、地方独自の要求や請願は末尾に付記されていた⁽¹³⁾。例えば1622年～1630年のクラクフ県における指示書の内容を見ても、全国的な問題と県独自の要求との条項数の多寡では、どの年も前者が過半数を占めていた⁽¹⁴⁾。

また代議員の選出についても、中流有産シュラフタのイニシアティブが顕著であった。例えば1548年～1573年のポーランド王国選出の代議員の階層別の出自を見ても、1～5ヵ村所有シュラフタが全体の52パーセントを占めていた⁽¹⁵⁾。これは、中流シュラフタがマグナート以上に地方議会で大きな発言権を得ていることを物語っている。

加えてこのような全国規模での中流シュラフタの利害の尊重は、議事進行の安定にも寄与した。本来各地方の領域的団体の集積体であった貴族共和制期のポーランド議会では、国会、地方議会を問わず、構成員の全会一致こそが理想の議決形態であった。この理念は構成員全体の同意が得られやすかった16世紀の状況では、議事の円滑な進行を妨げるものではなかった⁽¹⁶⁾。さらに国会において自らの階層的利害の多くが反映され得る状況であったために、地方議会の任務は領域固有の要求ではなく、代議員の選出に重点が置かれていたこともこの時期の特徴であろう。

しかしながらこのような国会と地方議会との間の円滑な議事運営は、十分な制度的保障に支えられたものとはいえなかった。その問題は例えば、各地方議会の領域単位と、県、地区 ziemia⁽¹⁷⁾、郡 powiat といった行政区分の非整合性にもあらわれていた。この地方議会の領域単位は、各地域の歴史的伝統をほぼそのまま継承したものであり、国民国家形成に不可欠な全国的、斉一的な行政区分とは異質のものであった⁽¹⁸⁾。また各々の地方議会の領域単位が、数百平方マイルから数平方マイルに至る大きな偏差をもち続けたことも、各地方における利害対立が顕在化した際には、それぞれが容易に分立しうる構造上の危険を孕むものであった⁽¹⁹⁾。

また同時に、実定法としての基本法の中では、中央権力と地方議会の役割分担が明記されておらず、国会での代議員の活動に対する指示書による拘束については曖昧な解釈が可能であった点が指摘できる⁽²⁰⁾。それゆえ拘束の権限を拡大解釈し、代議員から代議制的機能を剝奪する動きが強まった場合にも、それに対抗する有効な歯止めが欠けていたのである。そのような問題点は比較的早期に現実のものとなった。

(2) 17世紀後半以降における地方議会の変化

16世紀末以降ポーランド経済は長期にわたる停滞期を迎える。さらに17世紀中葉になると、スウェーデン、ロシア、オスマン・トルコの侵入、農地の荒廃、疫病の蔓延など社会の「全般的危機」が顕在化した。その結果穀物生産に依存していた中流シュラフタの経済力が大幅に低下した。同時に、マグナート勢力は中流シュラフタの土地を買い占めて社会の主導権を掌握するに至る。かくしていわゆるマグナート寡頭制の時代が到来した⁽²¹⁾。

この結果地方社会は徐々にマグナートの一元的支配領域に組み込まれていった。だがその支配は、同時期の神聖ローマ帝国の諸領邦に見られたような、領邦君主を頂点とする縦

割りの行政国家的性格を有するものではない。例えば本来は地方官僚の最高位を占めていた県知事 *wojewoda* や城代 *kasztelan* は元老院職としては高い地位を誇ったが、各県においては傘下の直轄委任官僚をもたず、地方行政の中核とはなりえなかった⁽²²⁾。それゆえマグナートは地方統治の求心力として、とりわけ地方議会に目を向けていった。

ところでマグナートによる地方議会支配は、その性格上二期に大別できる。第一期はマグナートが地方での領域支配を確立するまでの時期（1573年～1650年頃）である。一部の地方では既にこの時期から、地方議会へのマグナート自身の進出が目立ち始めた。たとえば1572年から1655年にかけてのヴィエルコポルスカ州の代議員の出身を見た場合、マグナートの比率は47パーセントにも達しており、それ以前の時期よりも明らかに増加している。その結果代議員職は以前にも増して地方名望家とその一族の利権職と化していった⁽²³⁾。

その後17世紀後半になるとマグナートの領域支配権は安定度を増し、同時に支配圏も一地方議회를越えた広範なものへと拡大していった。そのためマグナートたちは自らは地方議会に出席せず、地縁共同体を利用した中小シュラフタに対する買収や供給を重んじた。その結果各々の地方議会では、マグナートの代理人たる富裕シュラフタが地方議会でのリーダー格となり、その下には地域シュラフタ全体の意見の取りまとめ役 *duktores* が位置し、さらに彼らの傘下に自律性を失った中小シュラフタや多数の無産シュラフタ *gołota* が控えるといった縦構造の人的結合関係が発展した⁽²⁴⁾。

無論中流シュラフタたちもこのようなマグナート支配に手を拱いていたわけではなかった。それは地方議会の議決方法の変化や参加者の制限志向にもあらわれている。元来ポーランドでは、男子成年シュラフタであれば誰でも地方議会への参加が可能であった⁽²⁵⁾。だが17世紀初頭以降、一部の地方議会の決議 *lauda* には、無産シュラフタの参加を否定する決定が見られるようになった⁽²⁶⁾。しかもこれらの決定の多くは代議員選出地方議会における多数決導入が合わせて要求されていた。これは、中流シュラフタ主導の全国的理念に基づく地方議会の運営が事実上困難となり、多数決制に頼らざるを得なくなった状況を反映したものと考えられる。

だが17世紀末頃からはマグナートたちはこれらの決議を無視する形で、地方議会に自らの傀儡としてのゴウォータをどれだけ大量に動員するかに腐心するようになっていった。それに拍車を掛けたのがゴウォータの政治的受動性の増大である。例えばザクセン朝期（1697年～1763年）における地方議会の平均参加者数は、有権者シュラフタのたかだか4～6パーセントに過ぎなかった⁽²⁷⁾。ところが、マグナートの利権に見合う決議が必要とされた場合には参加者は俄然増加した⁽²⁸⁾。つまりゴウォータたちは自律的な決定能力を喪失し、専らマグナートの多数派形成の道具として受動的に参加したに過ぎなくなっていた⁽²⁹⁾。

こうしてマグナートたちの影響下で、地方議会はその性格を大きく変えた。その特徴は以下の二点に要約できる。

ひとつは指示書の命令的性格が強められたことである。その兆候は指示書の構成や内容に顕著にあらわれている。指示書の構成においては、17世紀後半ごろから国王布告状に対する回答と地方独自の要求の順列が入り乱れて記述されるようになり、後者の比重が大き

なものが増加した。例えば1688年のクラクフの地方議会の指示書は全97条で構成されているが、地方独自の要求や作成者の私的な要求が50条ほどを占めている⁽³⁰⁾。また17世紀後半から18世紀前半には45条以下の指示書は見当たらなくなった。さらに指示書の起草過程でも地方議会議長と一部のマグナートのみの密室協議が一般化した⁽³¹⁾。

このような変化は必然的に国会での代議員の自由な発言を拘束した。例えばリトワニアでは1590年に指示書の内容と矛盾する発言をした代議員に対して罰金刑を導入することが要求された⁽³²⁾。さらに1591年以降は、議事報告地方議会が定期的で開催され、指示書どおりの行動をしたかを実際に監視する役割を担っていく⁽³³⁾。だが実際、代議員が最も恐れたのは指示書に対する造反そのものではなく、マグナートを中心とする社团的支配圏の利害に反した発言を行ったという嫌疑をかけられて、マグナートやその傘下のシュラフタの支持を失うことであつた⁽³⁴⁾。

加えてマグナートたちは地方議会の延会手続き *limitacja* を濫用することで、中央権力のイニシアティブに対する抵抗を試みた。本来この手続きは国会決議が不成立の際に、地方議会の決議を維持するためのものであつた。しかし17世紀後半からは、もっぱらマグナートが布告状とは異なる時期に地方議会を開催するための恰好の手段となつた。とりわけアウグスト2世の治世(1709年～1733年)には、非合法に延会された地方議会の数は布告状に基づいて開催されたもののおよそ五倍に達していた⁽³⁵⁾。

第二にマグナートは、自らの領域支配を貫徹するために地方議会を利用していった⁽³⁶⁾。

既に地方議会に託された領域自治機能は16世紀後半から徐々に増大し始めていた。まず1578年以降大法院判事選出地方議会が定期的(毎年)に開催され、最高司法機関たる大法院判事および大法院諸官職の実質的選出権を掌握した⁽³⁷⁾。次いで1589年からは中央の財政長官に直属しない徴税官 *szafarz* の任命権を獲得し、1635年以降は地方税の税率を自由に設定していった。このようなシステムは国家の恒常的な財政難に拍車をかけることになった。さらに軍事面では、1589年以降各地方毎の徴税に基づく募兵が基本となり、その地方の軍の指揮権は地方議会直属の軍事委員会が掌握することになった⁽³⁸⁾。このような領域自治機能の拡大は、地方議会数全体に占める代議員選出地方議会の割合の低下にもみられた⁽³⁹⁾。

しかしこのように領域支配圏確立のために地方議会を効果的に利用したマグナートにとっても、長期間家門の繁栄を維持することは容易ではなかつた。その原因のひとつは、領地の不分割制 *ordynacja* の承認を国会で獲得した家門を除いては、分割相続の慣習のもとで領地の細分化を防ぎ切れなかつたという点にあつた⁽⁴⁰⁾。さらに国王の保護を得た新興家門の台頭によって名門マグナートが没落する例も後を断たなかつた⁽⁴¹⁾。

18世紀前半にはこの状況はさらに熾烈になり、県内で相対立する有力マグナートの派閥が異なる場所で地方議会を開催し、各々の合法性を主張するケース(二重地方議会)も頻繁になつた⁽⁴²⁾。また各々のマグナート派閥が傘下の集団を動員して武力抗争を引き起こし、流血の惨事に至るケースもみられたのである⁽⁴³⁾。1748年に制定された『地方議会の安全と保障について』と題されるパンフレットでは、「何らかの暴力が地方議会に加えられた場合、1000グジブナの罰金と半年の禁固刑に処する」という記述がみられるが、この記述は上記の行為が常態化していたことを示すものであろう⁽⁴⁴⁾。また地方議会自体が自由拒否

権の行使によって不成立となるケースも急増した。18世紀初頭以降の国会では、常に13から39の地方議会で議事が成立しなかったため、代議員が欠員となる状態が続いた⁽⁴⁵⁾。

かくして18世紀中葉には、地方議会の機能停止は決定的となった。このような地方議회를麻痺状態から脱却させることが18世紀後半の国制改革の過程でまず第一に掲げられたのは至極当然であった。その方策は以下の三点に要約できる。すなわち(1)地方議会での効率的な議決方法の確立、(2)中央政府と地方議会との連関の緊密化、(3)地方議会参加者の根本的見直しである。そしてこれらの課題はいずれも、明確な法的規定の確立という点でも変革を迫られていた。次章ではその過程を具体的に検討したい⁽⁴⁶⁾。

第2章 四年国会（1788年～1792年）における地方議会改革の変遷

(1) 四年国会開催までの地方議会改革の動向

18世紀における地方議会改革は、ザクセン朝（1697年～1763年）期における改革案の立案、スタニスワフ・アウグスト治世初期（1764年～1768年頃）における限定的改革、四年国会期における地方議会法制定という三つの段階に大別できる⁽⁴⁷⁾。

このうち第一段階において、包括的かつ具体的な地方議会改革のプランを提示したのはスタニスワフ・ドゥーニン・カルヴィツキである⁽⁴⁸⁾。彼の改革案の中核としては、拒否権による議事全体の無効化 *liberum rumpo* の禁止、無産シュラフタ排除を目的とする地方議会参加者名簿の作成などがあげられる。加えて代議員選出における多数決制の全国一律の導入が明確に規定された⁽⁴⁹⁾。また代議員選出は無記名投票で行い、その当選者名を伏せたまま指示書作成を行うことも提唱された。この手法は代議員選出後の少数派派閥による妨害活動を抑制する意味で注目に値するものであった。このように彼の主張には、議事の円滑な遂行、選挙権の見直しという、以後の地方議会改革の柱となる要求が萌芽的な形ではあるが示されていた。だが彼のプランは一部の進歩的シュラフタの共感を得たにとどまった⁽⁵⁰⁾。

その後1760年代になると、立憲君主制型国制の中に地方議会改革を組み込む動きがより本格化した。代表的プランはスタニスワフ・コナルスキの『有効な議決法について』である。この著作では、カルヴィツキ案よりも一步踏み込んで自由拒否権の完全な廃止が求められている。さらに国会の多数意見に反して代議員が指示書に固執することを諷めた点も特徴としてあげられる。加えて地方議会の議事進行の斉一化を図るために、議事は毎年8月18日から全国一律で開始されることが唱えられた⁽⁵¹⁾。

次いで1764年に王位に選出されたスタニスワフ・アウグストは、このコナルスキのプランを土台として地方議会改革に着手する。その成果は1768年の「地方議会の秩序維持について」という法規に集約されている⁽⁵²⁾。すなわち、あらゆる地方議会での多数決制の導入、地方議会からの課税承認権の剥奪、無産シュラフタの被選挙権の否定がそれである⁽⁵³⁾。このように、地方議회를全国一律の国政に組み込む動きは既にこの時期に一定の法的成果をあげていたのである⁽⁵⁴⁾。

だがこの後20年間、地方議会改革は実質的に頓挫した。その主因は何だったのか。

第一は地方議会改革を遂行させるための全国一律の法的拘束力の欠如である。確かにそれまでも各地方毎に代議員選出における多数決制の決議は少なからずなされていた。しかしそれらは共和国の基本法体系の中で効力をもつ法規ではなかった。そもそも1768年に至るまで、共和国で唯一基本法としての性格を与えられていたのは1573年のヘンリク条項のみであり、その内容は地方議会の国政上の地位を法的に規定してはいなかった⁽⁵⁵⁾。その後前述のように1768年に共和国で初めての基本法が制定されるが、内容的には自由拒否権擁護、国王自由選挙とシュラフタ特権の維持などを基本としており、改革を推進する規範にはなりえなかった⁽⁵⁶⁾。それゆえ国制改革を推進する上で何より必要であったのは、従来のシュラフタ特権にとらわれない近代的概念の憲法を中核とする法的ヒエラルヒーの中に地方議会の制度を明確に組み込むことであった。だがそれに見合ったシュラフタ世論の成熟は未だ見られなかった⁽⁵⁷⁾。

加えてマグナート中心の地方支配が改革の進展を阻んでいた。前章で述べたように、肥大化した地方主義を支えていたのは、各地域のマグナート、中流シュラフタ、無産シュラフタというシュラフタ身分内の縦社会構造の社団であった。それゆえ地方議会が自律的機能を回復するためには、まず第一に社団を再編成して、公益に基づく全国的規模での横の連帯を主体とする必要があった。改革勢力の見解はその点では一致していた。しかしながら、マグナートに代わって地方支配の担い手となる社団の中核をどこに設定するかという点になると、見解は決して一様ではなかった。

例えばスタニスワフ・アウグストは、原則として国王のみが行使し得る官職任命権や、聖スタニスワフ勲章などを盾にとって国王派勢力の拡大を図ることに精力を傾注した。彼は積極的に自派の官吏を増大させて、地方議会内での勢力拡大を図っている⁽⁵⁸⁾。これは国王派による「上からの地方社団再編成」と呼ぶことができる。

他方でこの時期には、国王とは別の理念に基づいて地方議会改革を推進しようとする政治勢力も存在した。このグループの特徴は、地方主義ではなく公益に基づいた主張であれば、自律的選挙権者の唯一の発言機関たる地方議会の見解が中央権力を掣肘するのは当然であるという理念にあった。それはいわば「分権性重視の地方社団再編」、すなわち中央権力の緩やかな制約を受けつつも地域代表制を基軸とした社団再編をめざしたものであった⁽⁵⁹⁾。1780年代末期にこの見解を具体的な政治改革案の中で位置付けたのがフーゴ・コウォンタイである。彼は主著『匿名者の書簡』の中で、原則としては地方議会こそが法的自治の根源であると説いている。それゆえ「代議員たちが指示書に反した票を投じた場合は、県はその代議員を召喚し、他の者を選出することができる」と述べて、指示書を媒介として地方議会が国会の議事に介入することを正当化するのである⁽⁶⁰⁾。

だがこのような地方支配の主導権をめぐる改革勢力内での見解の不一致をいかに克服するかは、改革の帰趨を決する重要なポイントであった。それではこの問題は四年国会の議事進行の中でどう処理されていったのだろうか。

(2) 四年国会期における地方議会改革の展開

1788年秋に開催された通常国会は、ロシアがトルコやスウェーデンとの戦争に忙殺されるというポーランドに有利な国際情勢を背景として、会期をとくに限定しない「連盟」形

式の国会へと移行した⁽⁶¹⁾。これがいわゆる四年国会である。ただし当初の代議員の多くは、反国王的な「愛国派」に属していた。中でもジェヴスキ、ブラニツキ、シチェンスヌィ・ポトツキを中心とするいわゆる「軍司令官 hetman 派」勢力は、地方マグナートの領域支配圏がもたらす権益擁護を強く主張し、地方議会改革を阻んでいた⁽⁶²⁾。

しかしポーランド＝プロイセン同盟締結が現実味を帯び、国会内でコウォンタイやイグナツィ・ポトツキをリーダーとする「愛国派」の中の親プロイセン派勢力が台頭した1789年秋以降になると、地方議会改革への論議も本格化しはじめた。まず同年9月7日に、代議院議長および4名の元老院議員、6名の代議員からなる「政体案作成委員会」が設置され、ポトツキが中心となって1789年12月に『政体改善のための原則』が作成された⁽⁶³⁾。このプランでは基本法に関する問題を除けば単純多数決による議決が規定されていた。しかし全体的には保守的シュラフタの意向を汲んだものであった⁽⁶⁴⁾。

その後「政体案作成委員会」は詳細なプラン作りに着手したが、作業は遅々として進まなかった。漸く国会側が指定した期限に間に合わせる形で1790年5月に作成された『政体案』も、地方議会に関する章のみを記述した未完成なものであった。内容的にも、最重要問題に関しては指示書を尊重し、基本法に関する問題では指示書すべての一致が必要であると主張され、『政体改善のための原則』の立場が概ね踏襲されている⁽⁶⁵⁾。その後1790年7月に11章、681条からなる『政体案』全文が完成し、早速国会に再上程されたが、基本法と地方議会法のいずれから審議を始めるかという手続き論に終始し、議事の空転が続いた。そして漸く基本法から審議されることが決定したが、11条からなる第一章の「不可侵の基本法」が承認された後に、ついに議事は暗礁に乗り上げてしまう⁽⁶⁶⁾。

ところで、この時点で地方議会法の審議が延期された原因として見逃せないのは、代議員の多くが依然として抱いていた基本法＝シュラフタ特権擁護の法という観念であった。それは「不可侵の基本法」の内容からも伺える。内容の中核を占めるものは、カトリックの優位（1条）、共和国領土の不可侵（5条）と並んで、共和国民の自由の保証（9条）、シュラフタに対する人身保護律の保証（10条）であった。また騒乱などを引き起こした場合を除いては国会・地方議会を問わず自由拒否権を全面的に認めている（11条）⁽⁶⁷⁾。その限りにおいて当時の保守的な基本法観から脱却しえてはいなかった。これは、代議員の多くが依然として地方社団の世論を第一に考えて行動せざるを得なかったことを示すものであろう。

しかし、このように保守派優位の中で進められてきた『政体案』の作成事業は1790年末以降転機を迎える。この原因としては、1790年6月のオーストリア皇帝とプロイセン国王の会談により両国の対立関係が解消されたことがあげられる⁽⁶⁸⁾。その結果親プロイセンの立場を取るポトツキやコウォンタイらが国王派に接近を図ったのである⁽⁶⁹⁾。そして両派の提携のもとで1790年11月に地方代議員選挙が举行された。この選挙は1790年9月で会期切れとなった国会の審議継続を求める改革派の苦肉の策であった。この結果国会の代議員は1788年の選出者と1790年の選出者がほぼ同数で併存することになった⁽⁷⁰⁾。各地の選挙戦においては国王派と「軍司令官派」の激しい対立が見られた。特に南東諸県においては「軍司令官派」の勢力が強かったが、全国的には国王派による選挙工作が功を奏して改革派の代議員が多数当選した⁽⁷¹⁾。

その後も議事は幾度か紛糾を余儀なくされたが、全般的には1791年に入ると軌道に乗り、1月7日の採決の結果地方議会法の本格的審議が開始された⁽⁷²⁾。しかし冒頭からシュラフタ身分の参政権の抜本の見直しをめぐって激しい応酬がかわされることになる。

(3) 地方議会法の制定過程とその内容

地方議会法の審議は1791年1月7日から4月28日までの間に集中的になされている。その際の最大の論点は選挙権（地方議会参加権）と被選挙権の規定であった。

ところでポーランドでは、北方戦争以後の経済的な復興への兆しが、富裕都市市民の台頭と相俟って、シュラフタ内の階層分化を決定的なものとしていった⁽⁷³⁾。このような変化は、シュラフタの参政権に関する見直しを迫っていった。つまり地方ごとの縦社会の社団構造に立脚した政治参加ではなく、個人資産、とりわけ土地資産に基づいた選挙権という方向への志向である。

この状況を踏まえ、スタニスワフ・アウグストは四年国会開始時から国勢調査を実施し、その後に地主シュラフタ帳簿を作成して、地方議会参加者を帳簿記載者のみに限定することを望んでいた⁽⁷⁴⁾。このような動きは多くの改革派代議員たちの支持を得た。

さてこの時期の地方議会における選挙権基準の指針としては、前述の『政体改善の原則』および『政体案』が、相続地所有シュラフタ *dziedzic* に選挙権を付与するという原則を提示していた⁽⁷⁵⁾。この原則は、共和国の将来の政府は地主 *ziemianin* が担うべきであるという改革派の大勢に沿ったものであったが、1788年から1790年の時点ではこの見解に賛同する代議員はまだ少数であった。それは『政体改善のための原則』の論議の際に「ヘトマン派」の強い指示を受けた代議員が強力に反対したことにも窺われる⁽⁷⁶⁾。

しかし1790年末の選挙後に勢力を増した改革派代議員は、積極的なゴウォータ排斥論を展開する。例えばブラツワフ県選出のヴァウヴジュツキは「参政権者たるか否かは、シュラフタの家系の生まれではなく、資産所有の有無によって決まる」と発言した。またマゾフシェ県ヌル地区選出のザンブジツキは、「自由と平等はシュラフタ身分共通の権利だが、祖国の運命を決する権利は有産シュラフタのみに与えられている」と述べている⁽⁷⁷⁾。このように改革派の代議員たちはほぼ一様に、政治的自由は有産シュラフタのみに限定されることを主張した。その結果一月末に全会一致で地方議会法第4条第1項、すなわち「国に一定の税を支払うすべての相続地所有シュラフタ」への選挙権付与が承認された。この内容は、総論としては、マグナートによる地方支配に対する反発が国会内で大勢を占めるようになったことを示すものである。

このような反マグナートの基調は、地方議会の領域単位と定員数の改正に関する条項（第1条）にも示されている。すなわちヴィエルコポルスカ、マウォポルスカ、リトワニアの三つの州にそれぞれ34の選挙区を設けて、各選挙区から2名の代議員を選出するという規定である⁽⁷⁸⁾。これは従来の地方固有の歴史的伝統を清算し、地方議会を国家の規律のもとで再統合することを意図したものであった。また、地方議会の会期や開催時間を明記したこと（第2・3条）にも同様の意図が窺える⁽⁷⁹⁾。さらに議長や代議員選出の際の記名投票の方法が微細にわたり規定された点（第9～12条）も同様である。しかしその後も保守派は第4条第1項にできるだけ多くの例外規定を設けて傘下のシュラフタに選挙権を保障

しようとした。

その典型例のひとつは、相続地を所有しているが、上級権力に対する封建的従属関係を断ち切れていないシュラフタの処遇である。彼らは上級権力から土地を授封される代償として貢納や軍役奉仕などの封建的義務を負うシュラフタであったが、リトワニアやポドレ地方ではマグナートが封主になる場合が多かった⁽⁸⁰⁾。それゆえこれらの地域出身の改革派の代議員は、封建的従属シュラフタを地方議会から排除することを強く求めた。だがこの点については各地の改革派の代議員の間ですら一致した同意は得られなかった。とりわけ国王を封主とするシュラフタが多い地域では、改革派でありながらこの種のシュラフタの排除に反対する場合も少なくなかったのである。そのためこの問題では様々な地方団体の利害が複雑に絡まって紛糾した。結局 91 年 2 月 10 日には、封建的従属シュラフタを全面的に排除するというこの案件のみに関する採決では過半数が得られず否決されてしまう⁽⁸¹⁾。

またこの種のカテゴリーのシュラフタと並んで保守派代議員が参政権擁護を強く主張したのは、上級権力への金銭的貸与の担保物権（抵当権）として村や農場などの土地を保有している担保物権所有者（抵当権者 *zastawnik*）であった。地域的にはやはり南東部諸県やリトワニアに偏在し、この地域のマグナートにとっては、傘下の農場管理者として、あるいは地域統治の有力なクライアントとして不可欠な存在であった⁽⁸²⁾。ところがこの件に関して改革派が示した条文は、10 グロシュ税を年に 100 ズウォティ以上国家に納める者、つまり年間収入が 1000 ズウォティを超えるザスタヴニクのみ選挙権を付与するというものであった⁽⁸³⁾。それゆえ南東諸県出身の代議員たちの多くは、マグナートとザスタヴニクの結合関係の減殺を狙ったこの条文（第 4 条第 2 項）に抵抗した。もっとも採決の結果は、記名投票では否決されたものの、その直後の無記名投票ではかろうじて承認されている⁽⁸⁴⁾。この際に多くの反対票が投じられた背景には、10 グロシュ税という制度が四年国会で初めて導入された、土地資産額に準じた課税であったという点も無視できない⁽⁸⁵⁾。当時のシュラフタの社会通念からみて、このようなシュラフタの土地に対する恒常的かつ本格的な課税は、相続地所有シュラフタ一般の経済基盤を揺るがすものになるという危惧が拭えなかったのである⁽⁸⁶⁾。

このような状況は、その後の第 6 条、すなわち被選挙権資格の審議においても変わらなかった。当初改革派は相続地所有シュラフタの被選挙権を一律に、10 グロシュ税を 100 ズウォティ以上支払う者のみに限定しようとした⁽⁸⁷⁾。しかし反対派の強固な反対の前に、ザスタヴニクおよび終身土地保有シュラフタのみにつき被選挙権を一切剥奪するという譲歩を得るのが精一杯で、それ以外の相続地所有シュラフタについては被選挙権の制限を設けることはできなかった。

また同時に特徴的であったのは、これまでの議事進行が、わずか数条の規定に 1 ヶ月半を要するという極めて非効率なものとなったことである⁽⁸⁸⁾。このような閉塞的な議事進行にとってひとつの転機となったのは、ロシア＝トルコ戦争の終結を予兆する国際情勢の変化であった⁽⁸⁹⁾。このような状況を利用してリーヴァ地区出身の改革勢力の代議員キチンスキが発言した。彼は、1768 年の基本法によって定着した条項毎の個別採決は議事を著しく遅延させており、これこそはロシアの思う壺である。それゆえ以後は地方議会法全体の作

成を国会が任命する特別の部会に委ね、案の承認・改定・否認のいずれかを一括して審議すべきであると主張した⁽⁹⁰⁾。この提案に対して保守派代議員は、特別部会の設置は立法院の中に屋上屋を重ねるものであると強硬に反対したが、キチンスキらの強い説得によって部会による地方議会法一括提出が承認された⁽⁹¹⁾。この採決は、その後の国会議事の円滑化に大きく貢献した。その意味では四年国会の議事慣行における「第一のクーデタ」と言っても過言ではない。結局以上のような紆余曲折を経て、特別部会が作成した21ヵ条からなる地方議会法草案は、1791年3月24日、若干の修正を経た後に国会での最終承認の運びとなった⁽⁹²⁾。その際に前述の封建的従属シュラフタを地方議会から排除するという決議も復活した⁽⁹³⁾。

だがかくして成立した地方議会法の内容は、中央権力への地方議会の従属という点では、国王派の主張と必ずしも合致していなかった。とりわけ国王派の最大の不満は指示書の問題にあった。確かに第14条の記述が示すように、指示書は代議員選出後に作成され、作成作業は地方のエリート集団（地方議会の議長を中心とする議長団、および役職保持者や公共の諸機関に従事する者）で構成される秩序委員会 *koło porządkowe* に委ねられている。その結果地方議会議事の安定と代議員個人の政治的主張の双方が尊重されている点はひとつの変化であった⁽⁹⁴⁾。しかし指示書による代議員への拘束自体は否定されてはいない。これは地方議会法制定の段階でもなお、国会内では指示書による代議員の拘束維持に肯定的な見解が強かったことを示すものといえる⁽⁹⁵⁾。しかしその後1791年3～4月の国会審議の過程で新たな展開が見られることになる。

既に1790年12月頃から、国王は国会審議と並行して、側近の秘書ピアットーリとともに『政体案』とは別の憲法草案の起草作業に着手していた⁽⁹⁶⁾。1791年1月の国王の草案では、全国的な問題に関しては例外なく指示書は拘束性を失うことが規定された⁽⁹⁷⁾。加えてポトツキやコウォンタイもこの時期になると国王グループの地方議会政策に同調するようになった⁽⁹⁸⁾。こうして国王の主導権下で最終的に国会に上程された憲法草案の指示書に関する記述でも、立法権の源は地方議会や指示書ではなく、国会自体であるという主張が明確に示された⁽⁹⁹⁾。この草案が意図したのは、マグナートが統括する地方社団が代議員の行動を拘束するという状況に対して「上からの」楔を打ち込むことであった。

この姿勢は1791年5月3日憲法の条文にも引き継がれている。ここでは、地方議会法の尊重が謳われつつも、「立法と国民全体の必要によって選ばれた代議員は普遍的信頼の体現者であり、全国民の代表者である」（第5条）と規定されたのである⁽¹⁰⁰⁾。もし仮に地方議会法と憲法が同等の権能を有する法規であるならば、このような両者の記述の矛盾は根本的欠陥と指摘されても致し方はないであろう⁽¹⁰¹⁾。だが同年5月5日に出された法令では、「憲法に抵触する従来のある法規は以後無効とされる」という規定がなされている。その点を考慮すれば、代議員に対する指示書の拘束力が明確に否定されたと考えるべきであろう。

このような5月3日憲法は、地方議会に関する論議の中での「第2のクーデタ」といっても過言ではあるまい。だがこの変革はあくまで国王を中心とする改革勢力の代議員の意識変革の現れに過ぎない。その点を考慮すると、地方議会法のレヴェルにせよ、5月3日憲法のレヴェルにせよ、新たな地方議会の位置付けが地方社会の中でどれほど定着しえた

のだろうかという疑問が残る。

おわりに

結局 1791 年の地方議会法および 5 月 3 日憲法は、18 世紀初頭以来論じられてきた地方議会の在り方に対する二つの異なった解決法を提示したといえよう。ではこれらの解決法は、貴族共和制のパーспекティヴの中でどのように位置付けられるのだろうか。

元来ポーランドの地方議会は二つの機能を果していた。すなわち公共（共和国）の代表を選出する機能と領域自治機能である。前者は 17 世紀後半ごろから、また後者もザクセン朝時代には機能を停止する。それゆえ 18 世紀末の国政改革の課題は、この二つの機能をどのように回復させるか、さらにはいずれの機能を優先するかという点にあった。

その際に、公共の代表選出機能の回復は改革派全体に共通する主張であったといえる。それゆえ彼らは地域社会の固有の利害を優先したマグナートの勢力を殺ぐために、ゴウォータの地方議会からの排除にほぼ例外なく賛同したのである。同時に議事の円滑な遂行の手段として、多数決制導入についても一致して賛成した。

だが留意すべきは、地方議会自体の国政に対する意志表明という観点からは、改革派の見解は二つの相異なる基盤に立っていたという点である。

まず、5 月 3 日憲法制定において最終的にイニシアティヴを握った国王派の姿勢はどうであったか。彼らは多数決制導入を通じて、地方議会構成員の自律性を最小限に押しとどめ、究極的には意志能力をもたない集团的、あるいは法人的な「国民」として国家が一元的に把握することを目指していたと考えられる。とりわけ憲法において指示書の効力が事実上停止されたことは、近代的な代議制への転換を図る政策の典型的な象徴であったと言えよう。このように国王派の地方議会政策の根本は国民国家形成に地方議会を組み入れ、地方自治そのものを否定するものであった。この方向性は、折しもほぼ同時期に採択されたフランスの人権宣言や 1791 年憲法と多くの共通項をもっていた⁽¹⁰²⁾。その点を考慮すると、国王派の地方議会政策は、明瞭な形での身分制の撤廃には至らなかったが、基本的には西欧型国民国家形成の理念型に沿ったモデルとも形容できよう。

ではコウォンタイらの姿勢はどうか。彼らの理想とする地方議会は、公的代表の選出機関と領域自治の双方を兼ね備えたものであった。彼らの改革案と国王派案との最大の相違点は、仮に地方議会構成員が、公的な自由に基づいて一般意志に沿った行動をするのであれば、その決定は中央権力に対する集团的抵抗権として尊重されるべきであるという観念に裏付けられていたことにある。無論ここで言う一般意志とは近代的な個人を中核とする自由の観念ではなく、身分制社会に固有の社団を単位とする集团的なものに近い⁽¹⁰³⁾。しかしながらこの観念は、社会契約に基づいた地域共同体が表明する一般意志こそが社会の基本であるとするルソーの直接民主制理念に共通する特徴をもっていた⁽¹⁰⁴⁾。その点はルソーが『ポーランド統治論』において、ポーランドの地方議会の伝統である国政に対する主導権を肯定的に評価している点からも窺えよう。

このように地方議会改革では、以上の二つの相異なる国民国家形成の方向性が互いに主

導権を競っていたわけである。だが少なくとも地方議会法制定の段階では、明らかに後者の理念が優位に立っていた。そしてこの立場こそは、ポーランドにおける共和制の伝統に深く根差したものであった⁽¹⁰⁵⁾。

この立場は地方議会法制定の段階における地方議会の選挙権・被選挙権に関する規定にも反映している。もちろんこの規定における大原則は、それまでの「血統による政治的権利の選定」から「血統と財産による選定」という変化であった⁽¹⁰⁶⁾。これは18世紀以降顕著になった経済発展に伴って身分制の枠組を再編する必要からなされた必然的变化ともいえる。しかし同時に注目すべきは、自立した小土地所有者には選挙権が温存されたのに対して、封建的従属シュラフタなどの事実上の奉公人の場合には仮に小土地所有者よりも生活条件が良好な場合でも選挙権が剥奪された点である。このようにマグナートからの独立性を選挙権付与の判断基準の中心に据えたことは、中流シュラフタ中心の共和制の政治的伝統を健全な形で復興することを第一に重んじた証と言つてよいであろう。これらの特徴は、政治思想的観点からは、ポーランドの共和制理念の反映であるということも可能である。

ヴァリツキは、16世紀以来の共和制の伝統として、政治的に自律性をもち公的自由を重んじるシュラフタ公民の成熟をあげ、その反面で所有権や私的利益の追求などの個人的・経済的自由の観念の定着は共和制理念とは対極に位置するものであると論じている⁽¹⁰⁷⁾。無論「シュラフタ公民の成熟」が共和制期全般にわたる特徴とは言い難いが、少なくとも一般的シュラフタの意識の基底をなしていたとは言えるであろう。であるならば、地方議会法においてそのような観念が強く反映したとしても不思議はない。

だがその後の5月3日憲法における地方議会の扱いは、前述のように共和制的伝統とは別の方向から規定された⁽¹⁰⁸⁾。ではそのような変革に対するシュラフタ社会の反応はどうだったのか。一例として新憲法制定後初めて開催された1792年2月の大法院判事選出地方議会における反応がその判断材料となりうる。その際各々の地方議会は、新憲法に対して半ば定型化された表現で態度表明を行った。つまり「憲法への忠実なる服従」、「憲法の内容順守の保障」、「憲法制定に対する感謝」、「無回答」の四つのパターンである。結果として新憲法に対して「無回答」ないしは反対を唱えた地方議会は102のうち四つに過ぎなかった。しかし新憲法への「服従」を表明したのは全体のおよそ47パーセントに過ぎず、「感謝」、「無回答」の態度表明が27パーセントを占めていた。この「感謝」という表現が多分に穏健な形で憲法に対する不満を意味していたことを考えると、当時の地方社会が新憲法の内容に未だかなりの逡巡を抱いていたことが察知できる⁽¹⁰⁹⁾。加えて、代議員を指示書によって拘束しようとする見解が数多く見受けられる点からも、この逡巡が共和制的伝統からの逸脱への反発に起因するものであったと想定できる。

これらの事実を勘案すると、地方議会法制定で復権を果たそうとした共和制の伝統は、その後の5月3日憲法において修正を迫られたにもかかわらず、その後のポーランドの政治文化のあり方に対して一定の影響力を保持し続けたといえるのではあるまいか。例えば19世紀ポーランドにおける頻繁な民族蜂起やロマン主義思想の中で見られた共和主義的伝統の強さ、あるいは戦後の社会主義体制下における反体制運動の基盤の強さもそのひとつの現れと言つてもあながち論理の飛躍にはなるまい。例えばデーヴィスは、1980年の「連帯」運動における工場間ストライキ委員会の全国調整委員会に対する自律性の中に、かつ

ての地方議会がもっていた集団的抵抗権の現れを見ている⁽¹¹⁰⁾。それらの特徴は、西欧的なリベラリズム重視の個人主義的・近代的自由とは一線を画した、権力に対する集団的・政治参加的抵抗意識の強さと形容できる⁽¹¹¹⁾。

無論、もし仮にそのような地方の側からの自治的な伝統の強さが認められるとしても、それは現代社会における多様な自治の概念に完全に対応しているわけではない。しかし現代社会の活性化の要件として、地方の側からの住民自治的発想の重視という問題を考える場合には、ひとつの貴重な先例となるのではあるまいか。また同時に四年国会の支柱である地方議会法が示した結論は、4年後にポーランド国家自体が滅亡するにもかかわらず、ポーランド史上における共和制的伝統を体現する重要な証書であるといっても過言ではないだろう。

— 注 —

- 1 18世紀における国民国家の概念については、西川長夫「一八世紀フランス」『国民国家を問う』青木書店、1994年、24-43頁。
- 2 身分制国家から国民国家形成への移行の際の社団国家の役割については、柴田三千雄『近代社会と民衆運動』岩波書店、1983年、78-114頁。二宮宏之「フランス絶対王政の統治構造」『全体を見る眼と歴史家たち』木鐸社、1986年、112-171頁。
- 3 オットー・ヒンツェ、成瀬治訳『身分制議会の起源と発展について』創文社、1975年、12-13頁。木村尚三郎「フランス三部会」『岩波講座世界歴史11』岩波書店、1970年、58-69頁。
- 4 E. N. Williams, *The Ancien Regime in Europe*, New York, 1970, p. 488f, p. 497f.
- 5 J. Hoensch, *Sozialverfassung und politische Reform, Polen im vorrevolutionären Zeitalter*, Köln, 1973, S. 489.
- 6 J. Gloger, *Encyklopedia staropolska*, t. 4, 1978², Warszawa, s. 207.
- 7 1569年の代議員定数は、ポーランド王国103名、リトワニア大公国48名、王領プロイセン(定数不定)。以下主要な地方議会の簡単なデータを記しておく。(1)代議員選出地方議会 *sejmik przedsejmowy*・国会の代議院議員を選出する。国王が国会開催の6週間前(リトワニアでは4週間前)に召集。(2)地方官候補選出地方議会 *sejmik elekcyjny*・地区法廷 *sąd ziemski* 判事 *sędzia*、副判事 *podsejka*、書記 *pisarz*、ポトコモージィ *podkomorzy* などの候補選出(各々4名づつ)。知事あるいは城代の召集。不定期の開催。(3)大法院判事選出地方議会 *sejmik deptacki*(1578年以降開催)・大法院 *trybunał* の判事 *deptator* を選出する。国会法規に基づき毎年9月18日(リトワニアは2月2日)に開催。(4)議事報告地方議会 *sejmik relacyjny* (1579年以降開催)・本文74頁参照。リトワニアでは国会終了から4週間後に開催(ポーランドでは不定)。(5)州議会 *sejmik prowincjonalny*・ヴィエルコポルスカ、マウォポルスカ、マゾフシェ、リトワニア各州の代表者が参集し、各州毎の意見調整などを国会開催前に行う。17世紀半ば以降ほとんど開催されなくなる。S. Kutrzeba, *Historia ustroju Polski*, t. 1, Lwów, 1917, s. 146. W. Kriegseizen, *Sejmiki Rzeczypospolitej szlacheckiej w XVII i XVIII*

- wieku, Warszawa, 1991, s. 37; *Historia sejmii polskiej*(以下 HSP と略), t. 1, Warszawa, 1984, s. 133-137; J. Michalski, “Les diétines polonaises au XVIII^e siècle,” *Acta poloniae historica*, 1965, p. 88.
- 8 A. Pawiński, *Rządy sejmikowe w Polsce 1572-1795 na tle stosunków województw kujawskich*, Warszawa, 1888, 1978²; O. Balzer, *Z zagadnień ustrojowych Polski*, Warszawa, 1920, 1985².
- 9 Pawiński, *op. cit.*, s. 540, 535-536, 528, 542.
- 10 Balzer, *op. cit.*, s. 51-55, 48-49, 40-43, 56-57.
- 11 貴族共和制時代の社会構造の概観については、拙稿「16-18世紀ポーランドにおける社会構造の変遷について」野崎直治編『概説西洋社会史』有斐閣、1994年、227-243頁。HSP, s. 135.
- 12 R. Łaszewski, “Sejmiki przedsejmowe w Polsce stanisławowskiej, Problemy organizacji i porządku obrad” (以下 S. P. と略記), *Acta universitatis nicolai copernici*, z. 83, 1977, s. 102; J. Maciszewski, *Szlachta polska i jej państwo*, Warszawa, 1986, s. 202; J. Tazbir, *Kultura szlachecka w Polsce*, Warszawa, 1979, s. 59.
- 13 Kutrzeba, *op. cit.*, t. 1, s. 198; H. Olszewski, *Sejm Rzeczypospolitej epoki oligarchii 1652-1763*, Warszawa, 1966, s. 112-113.
- 14 1632年の召集国会でも、クラクフ地方議会は13条からなる指示書を作成しているが、新国王の選出に関する問題、国会議事の円滑な遂行、国王資産の査察の問題、前国王の統治に関する合法性の審査などの問題が上位に記されていた。Kriegseizen, *op. cit.*, s. 84.
- 15 A. S. Grabowska, “Społeczność szlachecka a państwo,” *Polska w epoce Odrodzenia*, Warszawa, 1986, s. 101-106; J. Bardach, “Elections of sejm deputies in old Poland,” *The Polish parliament at the summit of its development*, Wrocław, 1985, p. 139.
- 16 HSP, s. 142, 149; A. Lityński, *Sejmiki ziemskie 1764-1793, Dzieje reformy* (以下 S. Z. と略記), Katowice, 1988, s. 21-22; Tazbir, *op. cit.*, s. 64.
- 17 本来ヴォイエヴツトフォはジェミアよりは広域的範囲を示す領域であるが、それも厳密な定義ではない。J. Lukowski, *Liberty's Folly, The Polish-Lithuanian Commonwealth in the Eighteenth Century*, London, 1991, p. 95.
- 18 以下の四つのカテゴリーに分けることが可能である。(1)二つ以上の県が集まってひとつの地方議会を構成するもの(ラジェユフ・シロダの地方議会など)、(2)地区代表のみが地方議会に参加するもの(マゾフシェ県の各地区の地方議会など)、(3)一つの地域に県単位の地方議会と地区単位の地方議会とが併存するもの(ルーシ県の地方議会、クラクフ県の地方議会、ルブリン県の地方議会など)、(4)その他特殊なもの(王領プロイセンの地方議会)。Kriegseizen, *op. cit.*, s. 26; Olszewski, *op. cit.*, s. 58-60; Michalski, *op. cit.*, p. 89.
- 19 マゾフシェ県のヴィシヨグルト地区は500 km²、キエフ県は15000 km²だが、選出代議員数はいずれも1名。Hoensch, *op. cit.*, S. 396.

- 20 A. Lityński, “Samorząd szlachecki w Polsce XVII-XVIII wieku” (以下 S. S. と略記), *Kwartalnik Historyczny*, 1992 (4), s. 24; A. Lityński, “O reformach sejmikowania w latach 1764-1793,” *Czasopismo prawno-historyczne*, tom 37 (2), 1985, s. 262; J. Duzińkiewicz, *Fateful Transformations: The Four Years’ Parliament and the Constitution of May 3, 1791*, New York, 1993, p. 55.
- 21 R. I. Frost, “The Nobility of Poland-Lithuania 1569-1795,” *The European Nobilities in the Seventeenth and Eighteenth Centuries*, v. 2, London, 1995, p. 190.
- 22 神聖ローマ帝国の諸領邦におけるいわゆる行政国家の確立については、G・エストライヒ、阪口修平・千葉徳夫・山内進訳『近代国家の覚醒』創文社、1993年、102頁以下。A. Lityński, “Status posła po Konstytucji 3 Maja” (以下 S. P. と略記), *Pierwsza w Europie 200 rocznica Konstytucji 3 Maja 1791-1991*, Katowice, 1988, s. 56; Lityński, S. S., s. 25; Maciszewski, *op. cit.*, s. 178.
- 23 Olszewski, *op. cit.*, s. 102; *HSP*, s. 144. ちなみに 1548～1572 年には 10カ村以下所有シュラフタの比率がおよそ 80 パーセントを占めていた。A. S. Grabowska, *op. cit.*, s. 101.
- 24 Michalski, *Les diétines*, p. 91-92; T. Zielińska, “Mechanizm sejmikowy i klientela radziwiłłowska za Sasów,” *Przegląd Historyczny*, tom LXII, 1971, z. 3, s. 400-406.
- 25 *HSP*, s. 223.
- 26 1611年のクラクフ、シェラチ、ヴィエルン、ヘウム、1613年のキエフ、ミェルニク、プウォツク、マルボルク、ポモージェでは両者抱き合わせの決議がなされた。その後 1685年までに 42の地方議会で多数決制による代議員選出が要求された。Olszewski, *op. cit.*, s. 92; Lukowski, *op. cit.*, p. 97.
- 27 *HSP*, s. 224; Michalski, “*Les diétines*,” pp. 90-92. 1710年のウツク地方議会では参集者が十数名しかおらず散会になった。また 1704年のクラクフ地方議会では数名の参加という記録が残っている。Kriegseizen, *op. cit.*, s. 133.
- 28 1697年のプロショヴィツェの地方議会は、およそ 6000名の兵士の包囲下で開催されたといわれる。Olszewski, *op. cit.*, s. 74; Kriegseizen, *op. cit.*, s. 127-129.
- 29 ただしこのようなゴウォータの役割を過大評価することへの批判もみられる。例えばクリーグスアイゼンは、ゴウォータによって多くの地方議会在混乱したというイメージは啓蒙主義者の誇張によるところが大であったと述べている。*Ibid.*, s. 103.
- 30 Olszewski, *op. cit.*, s. 123; 97条のうち外交に関するもの3条、司法26条、財政・税制19条となっている。Kriegseizen, *op. cit.*, s. 84.
- 31 マグナートの館で指示書が作成される場合もあった。W. Czapliński, *Życie codzienne magnaterii polskiej w XVII wieku*, Warszawa, 1976, s. 195-196.
- 32 Maciszewski, *op. cit.*, s. 206.
- 33 Hoensch, *op. cit.*, S. 393.
- 34 Olszewski, *op. cit.*, s. 120-121.
- 35 *Ibid.*, s. 79.
- 36 Pawiński, *op. cit.*, s. 458-459.

- 37 Hoensch, *op. cit.*, S. 394.
- 38 Pawiński, *op. cit.*, s. 463. この時期の領域自治機能の実態をどう評価するかについては現代の研究者の間でも見解の差が見られる。例えばジェリンスカやクレーグスアイゼンは、地方における中流シュラフタの影響力を重視するのに対して、リティンスキは共和制本来の共同体的な自治とは別個の、マグナート主導の行政国家的な様相が強いものと位置付ける。しかし自治的要素を完全にネガティブなものとしてとらえる見解はルコフスキなどごく少数にとどまる。
- 39 例えばサンドミエシュの地方議会では、1572年～1649年のすべての地方議会中の代議員選出地方議会の割合は58%であったが、1659年～1696年には25%に減っている。Kriegseizen, *op. cit.*, s. 99.
- 40 オルディナーツィアを法的に獲得したマグナート家門はザモイスキ家を筆頭にあわせて7家にすぎない。Maciszewski, *op. cit.*, s. 184-185; Lukowski, *op. cit.*, p. 26ff.
- 41 Frost, *op. cit.*, p. 209.
- 42 通常地方議会は開催地の教区教会で開かれる場合が多かったが、反対派の機先を制して教会の鍵を入手し、開催を強行する場合、あるいは墓地などで分派行動をとる場合など枚挙に暇がない。Michalski, “Les diétines,” p. 94, p. 98-99.
- 43 *Ibid.*, p. 96; Hoensch, *op. cit.*, S. 391.
- 44 Olszewski, *op. cit.*, s. 73.
- 45 *Ibid.*, s. 76-77.
- 46 Lityński, S. S., s. 22.
- 47 Duzińkiewicz, *op. cit.*, p. 36.
- 48 カルヴィツキのプラン『国王選挙国会、通常国会ならびに地方議会の秩序について』*Ordinatio sejmu electionis, także i sejmów ordynaryjnych jako też i sejmików* については、W. Konopczyński, *Polscy pisarze polityczni XVIII wieku*, Warszawa, 1966, s. 32-51.
- 49 *Ibid.*; Sosiń, *Reforma sejmików na sejmie 4-letnim*, Chełmno, 1930, s. 20-21.
- 50 例えばレシチンスキの政治改革案『自由を保証する自由の声』*Głos wolny wolność ubezpieczający* における地方議会の位置付けもカルヴィツキのそれと大差ない。Olszewski, *op. cit.*, s. 85
- 51 S. Konarski, *O skutecznym rad sposobie, w wyborze pism politycznych*, Kraków, 1923, s. 268-283; R. Łaszewski, “Instrukcje poselskie w drugiej połowie XVIII wieku” (以下 I. S. と略記), *Acta universitatis nicolai copernici*, z. 56, 1973, s. 70.
- 52 また一部の県のみにも適用される法令では、参加者の登録者名簿作成が謳われている。Lityński, S. Z., s. 114-115; Hoensch, *op. cit.*, S. 399.
- 53 Lityński, S. Z., s. 116; A. Czaja, *Lata wielkich nadziei, Walka o reformę państwa polskiego w drugiej połowie XVIII wieku*, Warszawa, 1992, s. 102.
- 54 Lityński, S. Z., s. 64-65; Kriegseisen, *op. cit.*, s. 263.
- 55 *Konstytucje polskie, Studia monograficzne z dziejów polskiego konstytucjonalizmu*, tom I, Warszawa, 1990, s. 20-21.

- 56 Duzińkiewicz, *op. cit.*, p. 54ff.
- 57 例えば 1776 年の指示書をみても、大多数の地方議会は増税に強硬に反対している。Michalski, *op. cit.*, s. 103.
- 58 Zielińska, *op. cit.*, s. 410-411; Michalski, *op. cit.*, p. 96; Frost, *op. cit.*, p. 219. とりわけ 1788 年の地方議会選挙前には、国王は富裕シュラフタには積極的にカシテランなどの元老院職を授与し、聖スタニスワフ勲章を与えている。J. Michalski, “Sejmiki poselskie 1788 roku,” *Przegląd Historyczny*, tom LI (1), s. 60-61.
- 59 拙稿「18 世紀ポーランドにおけるジェチポスポリタ（共和国）理念の継承と発展について——コウオンタイの国家改革論をつうじて——」『西洋史学』176 号、58-61 頁。
- 60 H. Kołataj, *Listy anonima i prawo polityczne*, Kraków, 1954, t. 2, s. 118; Łaszewski, I. S., s. 75; Lityński, S. P., s. 61.
- 61 Czaja, *op. cit.*, 203.
- 62 Ł. Kądziela, *Narodziny Konstytucji 3 Maja*, Warszawa, 1991, s. 31.
- 63 6 名の代議員出身者のうち、マウオポルスカ州出身の 2 名は反国王派（ヘトマン派）で保守派の急先鋒であった。Lityński, S. Z., s. 70.
- 64 Lityński, S. P., s. 63. 法的平等、所有権の保障はシュラフタ身分のみに認められる（1 条）、指示書や地方・郡の決定の代議員に対する優先（2 条）などにその性格があらわれている。Volumina Legum（以下 V. L. と略記）, t. IX, s. 157-159.
- 65 Lityński, S. Z., s. 154-155; Łaszewski, I. S., s. 76.
- 66 全 11 章は、1：基本法、2：地方議会、3：国会、4：国会裁判所、5：「法の番人」、6：警察委員会、7：軍隊、8：財政、9：国民教育、10：県委員会、11：官職。Konstytucje Polskie, *op. cit.*, s. 40.
- 67 V. L., t. IX, s. 203-204.
- 68 Kądziela, *op. cit.*, s. 56; W. Kalinka, *Sejm czteroletni*, Warszawa, 1991, t. 2, s. 117.
- 69 Czaja, *op. cit.*, s. 248-249; Lityński, S. P., s. 64; Michalski, “Les diétines,” p. 106.
- 70 1788 年選出代議員 179 名（177 名）、1790 年選出代議員 180（182 名）名（合計 359 名）。Duzińkiewicz, *op. cit.*, p. 164.（カッコ内はコヴェツキの説）J. Kowecki, “Posłowie debiutanci na Sejmie Czteroletnim,” *Wiek XVIII, Polska i Świat*, Warszawa, 1974, s. 202. 新人議員は、1788 年の 69 名から 1790 年の 112 名へと増加した。Ibid., s. 202.
- 71 南東諸県とはヴォウインーチェルニフフ県、キエフ県、ヘウム地区、ポドレ県、ブラツワフ県など後にマウオポルスカ州に併合された地域を指す。Duzińkiewicz, *op. cit.*, p. 164; Michalski, “Sejmiki poselskie,” s. 52.
- 72 Lityński, S. Z., s. 94; Sosiń, *op. cit.*, s. 60
- 73 Topolski, “Gospodarka,” *Polska w epoce Oświecenia*, Warszawa, 1971.
- 74 E. Rostworowski, “Ilu było w Rzeczypospolitej obywateli szlachty?,” *Kwartalnik historyczny*, 1987 (3), s. 13.
- 75 J. Jedlicki, *Klejnot i bariery społeczne*, Warszawa, 1968, s. 150.
- 76 Sosiń, *op. cit.*, s. 43.

- 77 Lityński, “Problem prawa niepozysjonatów do sejmikowania w dyskusji na forum Sejmu Czteroletniego,” *Cztery lata nadziei, 200 rocznica Sejmu Wielkiego*, Katowice, 1988, s. 61-62.
- 78 Łaszewski, S. P., s. 108-112. 1776年にはヴィエルコポルスカ 20、マウオポルスカ 12、リトワニア 23、合計 55 の地方議会から 177 名の代議員が選ばれていた。W. Szczegiel-ski, *Referendum trzeciomajowe, sejmiki lutowe 1792 roku*, Łódź, 1994, s. 43.
- 79 会期は代議員選出地方議会は 2 年毎に 8 月 18 日開催、大法院判事選出地方議会および経営地方議会は毎年 2 月 14 日開催が定められた（第 2 条）。また開催時間は午前 9 時から午後 3 時までには規律化された（第 3 条）。*V. L.*, t. IX, s. 233.; Łaszewski, S. P., s. 116-118.
- 80 A. Maćzak i inni, *Spółeczeństwo polskie od X do XX wieku*, Warszawa, 1979, s. 293.
- 81 Jedlicki, *op. cit.*, s. 169; Kalinka, *op. cit.*, s. 441-442.
- 82 *Ibid.*, s. 440; *Encyklopedia historii gospodarczej Polski*, Warszawa, 1981, t. 2, s. 543-544.
- 83 J. A. Gierowski, *Historia polski 1764-1864*, Warszawa, 1982, s. 48.
- 84 Jedlicki, *op. cit.*, s. 167.
- 85 本来の目的は常備軍拡充のための費用捻出にあった。M. Drozdowski, *Die Reformen des Großen Sejms in der Praxis, Nationale und internationale Aspekte der polnischen Verfassung vom 3. Mai 1791*, Frankfurt, 1993, S. 45
- 86 Jedlicki, *op. cit.*, s. 174.
- 87 *V. L.*, t. IX, s. 235.
- 88 Lityński, “Problem prawa,” s. 73.
- 89 Łojek, *Ku naprawie Rzeczypospolitej, Konstytucja 3 Maja*, Warszawa, 1988, s. 66-68
- 90 この評議会は各地方からそれぞれ選出された 1 名の元老院議員および 3 名の代議員によって構成された。Kalinka, *op. cit.*, s. 442-443
- 91 Lityński, S. Z., s. 99.
- 92 *Ibid.*
- 93 *V. L.*, t. IX, s. 235. なおソシンはこの修正が既に 2 月 11 日になされたと記しているが、その根拠は明示されていない。Sosiń, *op. cit.*, s. 67.
- 94 *V. L.*, t. IX, s. 235-236. 構成は議長および抽選で選出された議長補佐団（6 名）、および地方官吏。Hoensch, *op. cit.*, S. 401; Lityński, S. Z., s. 160; Łaszewski, S. P., s. 115.
- 95 Sosiń, *op. cit.*, s. 69; Kalinka, *op. cit.*, s. 444-445.
- 96 *Konstytucje polskie, op. cit.*, s. 43.
- 97 Rostworowski, *Marzenie dobrego obywatela, “Legendy i fakty XVIII wieku,”* Warszawa, 1963, s. 355-356.
- 98 コウオンタイが最終的に国王に同調することを決意したのは 1790 年秋といわれている。*Ibid.*, s. 386-387; Lityński, S. Z., s. 159.

- 99 Lityński, S. P., s. 66.
- 100 Ustawa Rządowa, roz. VI; *V. L.*, tom. IX, s. 222.
- 101 研究者の間では、憲法の大綱（指示書の命令的性格の否定）が地方議会法の記述に優先すると解釈する者（リティンスキら）と地方議会法の見解は憲法制定後も失われなかったとする者（ワシェフスキ）に分かれている。Lityński, S. P., s. 67; Łaszewski, I. S., s. 77.
- 102 フランス人権宣言および1791年憲法の性格については、モーリス・デュヴェルジュ、時本義昭訳『フランス憲法史』みすず書房、1995年、54-58頁。
- 103 身分制議会と全会一致の連関については、Lityński, S. Z., s. 33.
- 104 J・J・ルソー、作田啓一訳『社会契約論』（ルソー全集第5巻）白水社、1979年、120-121頁。その観点に立ったポーランドの地方議会擁護については、ルソー、永見文雄訳『ポーランド統治論』（ルソー全集第5巻）白水社、1979年、381-382、391-395頁。A. Walicki, *The Enlightenment and the Birth of Modern Nationhood*, Indiana, 1989, p. 15.
- 105 J. Michalski, “Z problematyki republikańskiego nurtu w polskiej reformatorskiej myśli politycznej,” *Kwartalnik historyczny*, 1992 (4), s. 329, 337. なお国政レヴェルの国王派とコウオンタイらの見解の相違については、拙稿「18世紀ポーランドにおける国政改革プランについて——5月3日憲法草案の検討をつうじて——」『早稲田大学文学研究科紀要』別冊17集、哲学・史学編、1991年を参照。
- 106 J. Kowecki, “Structure sociale en Pologne au XVIII^e siècle,” *Acta Poloniae Historica*, XXVI, 1972, p. 14-15; Hoensch, *op. cit.*, S. 402.
井内敏夫「シュラフタ共和政とポーランドのお国柄」『スラブの歴史（講座スラブの世界第3巻）』弘文堂、1995年、118-119頁。
- 107 A. Walicki, *Trzy patriotyzmy*, Warszawa, 1991, s. 31-32.
- 108 立憲君主制の原点としての1791年憲法の意味については、早坂真理「没落と再生——近代ポーランド政治史における立憲思想の系譜——」『フランス革命と周辺国家』リポート、1992年、30-34頁。
- 109 Szczegielski, *op. cit.*, s. 43-68, s. 394-396; W. Smoleński, *Ostatni rok Sejmu Wielkiego*, Kraków, 1896, s. 259-300. シュラフタの憲法に対する対応は、ヴィエルコポルスカ地方など経済的な先進地域では比較的反対が少なく、ヴォウイン地方などでは反対が強かった。Drozdowski, *op. cit.*, S. 52.
- 110 N. Davies, *God's Playground, a History of Poland*, New York, 1982, vol. 2, p. 723. この視角からポーランド史を概観したものには、井内敏夫「ジェチポスポリタ、あるいはポーランドにおける共和主義の伝統について」『史観』第124冊、1991年がある。
- 111 Walicki, *Trzy patriotyzmy*, s. 34.

**On the Reforms of Local Assemblies in Poland
in the Second Half of the Eighteenth Century:
Concerning the Restriction of the Power of Instructions and
the Reconsideration of the Voting Rights**

Taichi SHIRAKI

It is entirely fair to say that in the history of Poland *sejmik* (local assemblies) played a major role both in the central political system and local administrations. This article deals with, how Poland tried to bring its political thoughts into harmony with the traditions of local assemblies, mainly during the period of so-called “Four Years’ *Sejm* (parliament, 1788-1792),” when Poland was forced to form a modern nation state.

The history of Polish local assemblies from the middle of the sixteenth century to the middle of the eighteenth century falls into three categories, i. e. (1) 1573-1650: local assemblies effectively delegated deputies to the parliament, (2) 1650-1700: local assemblies functioned mainly as an institution of local autonomy, (3) 1700-1750: local assemblies were unable to carry out the two functions mentioned above.

Before the session of the “Four Years’ *Sejm*,” many realistic plans for the reforms of local assemblies were issued. These plans can be classified into four main groups.

The first is to establish the system of reaching an agreement effectively. The second is to legislate the mutual relations between local assemblies and the parliament. The third is to reconsider who should have the voting rights to the local assemblies. Finally, the fourth is to make the law of local assemblies follow the whole Constitution.

These problems were hotly discussed in the “Four Years’ *Sejm*,” especially in the process of the legislation of the law of local assemblies. Almost all of the deputies, who belonged to reform factions, agreed on the introduction of majority rule. There is no doubt that the majority rule was surely the most effective way of improving the procedure. With regards to the mutual relations between local assemblies and parliament, reform factions wanted to restrict the power of Instructions, which representatives of local assemblies carried to the parliament. Although the system of the Instructions was not abolished at all, the possibility that each local assembly would bind the parliament remained. And in the matter of the social strata of voters, reform factions demanded the change from right blood to right blood plus right property. But we should also keep in mind that gentry (*szlachta*) on land, though legally hereditary but dependent on magnats’ oligarchial private authorities were disenfranchised.

As a whole, these decisions, which were legislated in the law of local assemblies, clearly show that this law inherited the traditions of typical institutions from “Rzeczpospolita,” i.e. nobility’s commonwealth.

Meanwhile, in the contents of the May 3, 1791 Constitution, above-mentioned autonomical character from local assemblies was weakened. On the contrary, modern representative system was the backbone of the Constitution. We can say that this is a remarkable reflection of the intention to form the modern nation state.

However, when we look into the modern Polish history as a whole, we can conclude that the contents of the law of local assemblies were more deeply based on the traditions of “Rzeczpospolita” than those contents of the May 3 Constitution.